

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年6月29日

金曜日

号外(6)

目次

規則

○富山県手数料条例施行規則及び富山県会計規則の一部を改正する規則

1

規則

富山県手数料条例施行規則及び富山県会計規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年6月29日

富山県知事 石井 隆一

富山県規則第40号

富山県手数料条例施行規則及び富山県会計規則の一部を改正する規則

(富山県手数料条例施行規則の一部改正)

第1条 富山県手数料条例施行規則（平成12年富山県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(条例第4条第2項ただし書の規則で定める方法)

第3条 条例第4条第2項ただし書の規則で定める方法は、同項ただし書に規定する申請、申込み等を行うことによって得られた納付情報により納付する方法とする。

別表第2中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に改める。

(富山県会計規則の一部改正)

第2条 富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第 156条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、マルチペイメントネットワーク（金融機関と収納機関とをネットワークで結ぶことにより、金融機関が提供する手段を利用して収入金を収納することができ、かつ、その結果が即時に電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により収納機関に通知される決済の基盤をいう。以下同じ。）を利用する方法による収納の事務のみを取り扱う場合は、この限りでない。

別表第 7 の備考中「（知事が別に定めるものに限る。）」を削り、「場合」を「もの（知事が別に定めるものに限る。）及びマルチペイメントネットワークを利用する方法によるもの」に改め、同表の備考を同表の備考の 1 とし、同表の備考に次のように加える。

2 マルチペイメントネットワークを利用する方法により県の公金を収納する場合にあつては、この表に定める店舗以外の日本国内に所在する店舗においても、当該事務を取り扱うことができるものとする。

附 則

この規則は、富山県税条例等の一部を改正する条例（平成30年富山県条例第55号）附則第 1 条第 7 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（財 政 課）